

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 1

改正後	改正前
(給料表等) 第3条 略	(給料表等) 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表（別表第1） (2) 公安職給料表（別表第2） (3) 研究職給料表（別表第3） (4) 医療職給料表（別表第4） ア 医療職給料表(一) イ 医療職給料表(二) ウ 医療職給料表(三) (5) 大学教育職給料表（別表第5） 2・3 略
第3条の2 略	第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、87万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。
第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、<u>596,000円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。	第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、<u>580,600円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。

(初任給調整手当)

第7条の3 略

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 417,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 52,100円
- (3)・(4) 略

2・3 略

(地域手当)

第9条の2 略

(初任給調整手当)

第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 416,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 51,600円
- (3)・(4) 略

2・3 略

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

- 2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.2を乗じて得た額とする。
- 3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
- (4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(特地勤務手当等)

第11条の2 略

2 略

第11条の3 略

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- (5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

4 略

(特地勤務手当等)

第11条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

- 3 第9条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、同条第2項又は第3項の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

第11条の3 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は公署の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第14条の2 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,550円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 略

(期末手当)

第14条の5 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

5～7 略

(宿日直手当)

第14条の2 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 略

(期末手当)

第14条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の8までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条から第14条の8までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第16条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

5～7 略

(勤勉手当)

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(勤勉手当)

第14条の8 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700		409,300	
87	266,500	306,100	356,100		409,600	
88	266,800	306,400	356,500		409,800	
89	267,100	306,700	356,700		410,000	
90	267,400	307,000	357,100		410,300	
91	267,700	307,300	357,500		410,600	
92	268,000	307,600	357,900		410,800	
93	268,300	307,800	358,100		411,000	
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000		398,500	
87	256,300	297,400	346,400		398,800	
88	256,600	297,700	346,800		399,000	
89	256,900	298,000	347,000		399,200	
90	257,200	298,300	347,400		399,500	
91	257,500	298,600	347,800		399,800	
92	257,800	299,000	348,200		400,000	
93	258,100	299,200	348,400		400,200	
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			

105	311,200	362,800								
106	311,500	363,200								
107	311,800	363,500								
108	312,100	363,800								
109	312,300	364,200								
110	312,600									
111	313,000									
112	313,300									
113	313,500									
114	313,700									
115	314,000									
116	314,400									
117	314,600									
118	314,800									
119	315,100									
120	315,400									
121	315,700									
122	315,900									
123	316,200									
124	316,500									
125	316,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	

備考 略

105	302,700	353,200								
106	303,000	353,600								
107	303,300	353,900								
108	303,600	354,200								
109	303,800	354,700								
110	304,200									
111	304,600									
112	304,900									
113	305,100									
114	305,300									
115	305,600									
116	306,000									
117	306,200									
118	306,400									
119	306,700									
120	307,000									
121	307,400									
122	307,600									
123	307,900									
124	308,200									
125	308,500									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

備考 略

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300	
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500	
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800	
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100	
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300	
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500	
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800	
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100	
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300	
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500	
86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100		
87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500		
88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900		
89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200		
90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600		
91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000		
92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400		
93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700		
94	318,100	340,300	366,600	402,600			
95	319,000	341,500	368,100	403,100			
96	319,800	342,700	369,500	403,600			
97	320,500	343,900	370,800	404,000			
98	321,400	345,200	372,000	404,500			
99	322,300	346,400	373,100	405,000			
100	323,200	347,600	374,300	405,400			
101	324,100	349,000	375,400	405,700			
102	325,100	349,900	376,500	406,100			
103	326,100	350,900	377,600	406,500			
104	327,000	352,000	378,700	406,800			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700		
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100		
88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500		
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800		
90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200		
91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600		
92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000		
93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300		
94	308,300	330,200	356,200	391,600			
95	309,200	331,400	357,700	392,100			
96	310,000	332,600	359,100	392,600			
97	310,800	333,800	360,400	393,000			
98	311,800	335,100	361,600	393,500			
99	312,700	336,300	362,700	394,000			
100	313,600	337,500	363,900	394,500			
101	314,500	338,900	365,000	394,800			
102	315,500	339,800	366,100	395,200			
103	316,500	340,800	367,200	395,700			
104	317,400	341,900	368,300	396,000			

105	<u>327,800</u>	<u>353,100</u>	<u>379,900</u>	<u>407,100</u>						
106	<u>328,400</u>	<u>354,200</u>	<u>380,400</u>	<u>407,600</u>						
107	<u>329,000</u>	<u>355,200</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>						
108	<u>329,600</u>	<u>356,200</u>	<u>381,600</u>	<u>408,600</u>						
109	<u>330,100</u>	<u>357,400</u>	<u>382,200</u>	<u>408,900</u>						
110	<u>330,600</u>	<u>358,400</u>	<u>382,700</u>	<u>409,400</u>						
111	<u>331,000</u>	<u>359,400</u>	<u>383,100</u>	<u>409,900</u>						
112	<u>331,500</u>	<u>360,300</u>	<u>383,600</u>	<u>410,400</u>						
113	<u>332,300</u>	<u>361,200</u>	<u>384,000</u>	<u>410,700</u>						
114	<u>332,900</u>	<u>362,100</u>	<u>384,400</u>	<u>411,200</u>						
115	<u>333,600</u>	<u>363,000</u>	<u>384,900</u>	<u>411,700</u>						
116	<u>334,200</u>	<u>364,000</u>	<u>385,400</u>	<u>412,200</u>						
117	<u>334,800</u>	<u>365,000</u>	<u>385,800</u>	<u>412,600</u>						
118	<u>335,500</u>	<u>365,400</u>	<u>386,300</u>	<u>413,100</u>						
119	<u>336,200</u>	<u>366,000</u>	<u>386,900</u>	<u>413,500</u>						
120	<u>336,900</u>	<u>366,600</u>	<u>387,400</u>	<u>414,000</u>						
121	<u>337,500</u>	<u>366,900</u>	<u>387,600</u>	<u>414,400</u>						
122	<u>337,800</u>	<u>367,300</u>	<u>388,100</u>							
123	<u>338,300</u>	<u>367,700</u>	<u>388,600</u>							
124	<u>338,800</u>	<u>368,100</u>	<u>389,000</u>							
125	<u>339,100</u>	<u>368,500</u>	<u>389,500</u>							
126			<u>390,000</u>							
127			<u>390,500</u>							
128			<u>391,000</u>							
129			<u>391,300</u>							
130			<u>391,800</u>							
131			<u>392,300</u>							
132			<u>392,800</u>							
133			<u>393,100</u>							
134			<u>393,600</u>							
135			<u>394,000</u>							
136			<u>394,400</u>							
137			<u>394,700</u>							
138			<u>395,100</u>							
139			<u>395,600</u>							
140			<u>396,100</u>							
141			<u>396,400</u>							
定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円
	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	

備考 略

105	<u>318,200</u>	<u>343,000</u>	<u>369,500</u>	<u>396,300</u>						
106	<u>318,800</u>	<u>344,100</u>	<u>370,000</u>	<u>396,800</u>						
107	<u>319,400</u>	<u>345,100</u>	<u>370,600</u>	<u>397,300</u>						
108	<u>320,000</u>	<u>346,100</u>	<u>371,200</u>	<u>397,800</u>						
109	<u>320,500</u>	<u>347,300</u>	<u>371,800</u>	<u>398,100</u>						
110	<u>321,000</u>	<u>348,300</u>	<u>372,300</u>	<u>398,600</u>						
111	<u>321,400</u>	<u>349,300</u>	<u>372,700</u>	<u>399,100</u>						
112	<u>321,900</u>	<u>350,200</u>	<u>373,200</u>	<u>399,600</u>						
113	<u>322,700</u>	<u>351,100</u>	<u>373,600</u>	<u>399,900</u>						
114	<u>323,400</u>	<u>352,000</u>	<u>374,000</u>	<u>400,400</u>						
115	<u>324,100</u>	<u>353,000</u>	<u>374,500</u>	<u>400,900</u>						
116	<u>324,700</u>	<u>354,000</u>	<u>375,000</u>	<u>401,400</u>						
117	<u>325,300</u>	<u>355,000</u>	<u>375,400</u>	<u>401,800</u>						
118	<u>326,000</u>	<u>355,400</u>	<u>375,900</u>	<u>402,300</u>						
119	<u>326,700</u>	<u>356,000</u>	<u>376,500</u>	<u>402,700</u>						
120	<u>327,500</u>	<u>356,600</u>	<u>377,000</u>	<u>403,200</u>						
121	<u>328,100</u>	<u>356,900</u>	<u>377,200</u>	<u>403,600</u>						
122	<u>328,400</u>	<u>357,300</u>	<u>377,700</u>							
123	<u>328,900</u>	<u>357,700</u>	<u>378,200</u>							
124	<u>329,400</u>	<u>358,100</u>	<u>378,600</u>							
125	<u>329,700</u>	<u>358,500</u>	<u>379,100</u>							
126			<u>379,600</u>							
127			<u>380,100</u>							
128			<u>380,600</u>							
129			<u>380,900</u>							
130			<u>381,400</u>							
131			<u>381,900</u>							
132			<u>382,400</u>							
133			<u>382,700</u>							
134			<u>383,200</u>							
135			<u>383,600</u>							
136			<u>384,000</u>							
137			<u>384,300</u>							
138			<u>384,800</u>							
139			<u>385,300</u>							
140			<u>385,800</u>							
141			<u>386,100</u>							
定年前再任用短時間勤務職員	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円	基 給料月額 円	準 給料月額 円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	

備考 略

別表第3（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	

別表第3（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	
	41	251,100	310,100	374,800	432,400	
	42	252,600	310,600	376,100	433,700	
	43	254,100	311,100	377,400	435,100	
	44	255,600	311,600	378,600	436,400	
	45	257,100	312,100	379,300	437,200	
	46	258,400	312,600	380,300	438,000	
	47	259,600	313,100	381,100	438,900	
	48	260,800	313,600	381,800	439,800	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	458,200
59	282,700	329,500	400,800	458,700
60	283,300	329,800	401,500	459,200
61	283,900	330,200	402,100	459,700
62	284,500	330,700	402,800	
63	285,100	331,300	403,400	
64	285,600	331,800	404,100	
65	286,200	332,200	404,800	
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	
80	295,300	341,200	413,500	
81	295,900	341,900	413,900	
82	296,500	342,600	414,400	
83	297,200	343,200	414,900	
84	297,800	343,800	415,600	
85	298,300	344,300	416,000	
86	298,900	344,800	416,500	
87	299,600	345,200	417,000	
88	300,200	345,600	417,700	
89	300,700	345,900	418,100	
90	301,300	346,400		
91	302,000	346,700		
92	302,600	347,100		
93	303,200	347,400		
94	303,800	347,700		
95	304,400	348,100		
96	305,000	348,500		
97	305,300	349,000		
98	305,800	349,500		
99	306,400	350,000		
100	306,900	350,500		
101	307,300	351,000		
102	307,700	351,500		
103	308,000	351,900		
104	308,400	352,400		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	262,000	314,000	382,500	440,600
50	263,100	314,500	383,200	441,400
51	264,200	315,000	383,900	442,000
52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	445,900
59	271,800	318,400	389,600	446,400
60	272,400	318,800	390,300	446,900
61	273,000	319,200	390,900	447,400
62	273,600	319,800	391,600	
63	274,200	320,400	392,300	
64	274,800	321,000	393,000	
65	275,400	321,500	393,700	
66	276,000	322,100	394,300	
67	276,600	322,700	394,900	
68	277,200	323,300	395,600	
69	277,800	323,800	396,300	
70	278,500	324,400	396,800	
71	279,200	325,000	397,400	
72	279,900	325,600	398,000	
73	280,500	326,100	398,500	
74	281,200	326,800	399,100	
75	281,900	327,500	399,700	
76	282,600	328,200	400,200	
77	283,200	328,900	400,700	
78	283,900	329,600	401,200	
79	284,600	330,300	401,700	
80	285,200	331,000	402,400	
81	285,800	331,700	402,800	
82	286,500	332,500	403,300	
83	287,200	333,200	403,800	
84	287,800	333,800	404,500	
85	288,400	334,300	404,900	
86	289,100	334,800	405,400	
87	289,800	335,200	405,900	
88	290,400	335,600	406,600	
89	291,000	335,900	407,000	
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		
92	293,000	337,200		
93	293,600	337,500		
94	294,300	337,900		
95	294,900	338,300		
96	295,500	338,700		
97	295,800	339,200		
98	296,400	339,700		
99	297,000	340,200		
100	297,500	340,700		
101	298,000	341,200		
102	298,400	341,700		
103	298,800	342,200		
104	299,200	342,700		

	105	<u>308,800</u>	<u>352,800</u>			
	106	<u>309,200</u>	<u>353,200</u>			
	107	<u>309,600</u>	<u>353,700</u>			
	108	<u>309,900</u>	<u>354,100</u>			
	109	<u>310,100</u>	<u>354,600</u>			
	110	<u>310,500</u>	<u>355,000</u>			
	111	<u>310,800</u>	<u>355,400</u>			
	112	<u>311,000</u>	<u>355,800</u>			
	113	<u>311,300</u>	<u>356,300</u>			
	114	<u>311,600</u>	<u>356,700</u>			
	115	<u>311,900</u>	<u>357,100</u>			
	116	<u>312,200</u>	<u>357,500</u>			
	117	<u>312,400</u>	<u>358,000</u>			
	118	<u>312,700</u>	<u>358,400</u>			
	119	<u>312,900</u>	<u>358,800</u>			
	120	<u>313,200</u>	<u>359,200</u>			
	121	<u>313,500</u>	<u>359,600</u>			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		<u>230,200</u>	<u>273,400</u>	<u>299,200</u>	<u>343,000</u>	<u>403,400</u>

備考 略

	105	<u>299,600</u>	<u>343,100</u>			
	106	<u>300,100</u>	<u>343,500</u>			
	107	<u>300,600</u>	<u>344,000</u>			
	108	<u>300,900</u>	<u>344,400</u>			
	109	<u>301,100</u>	<u>344,900</u>			
	110	<u>301,500</u>	<u>345,300</u>			
	111	<u>301,800</u>	<u>345,700</u>			
	112	<u>302,000</u>	<u>346,100</u>			
	113	<u>302,300</u>	<u>346,600</u>			
	114	<u>302,600</u>	<u>347,000</u>			
	115	<u>302,900</u>	<u>347,400</u>			
	116	<u>303,200</u>	<u>347,800</u>			
	117	<u>303,500</u>	<u>348,300</u>			
	118	<u>303,800</u>	<u>348,700</u>			
	119	<u>304,000</u>	<u>349,100</u>			
	120	<u>304,300</u>	<u>349,500</u>			
	121	<u>304,600</u>	<u>349,900</u>			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		<u>221,800</u>	<u>263,600</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>390,600</u>

備考 略

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	<u>413,100</u>	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>	
50	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>	
51	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>	
52	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>	
53	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>	
54	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>	
55	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>	
56	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>	
57	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>	
58	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>	
59	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>	
60	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>	
61	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>	
62	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>	
63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>	
64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>	
65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>	
66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>	
67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>	
68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>	
69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>	
70		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>	
71		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>	
72		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>	
73		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>	
74		<u>501,400</u>		
75		<u>501,800</u>		
76		<u>502,200</u>		
77		<u>502,700</u>		
78		<u>503,300</u>		
79		<u>503,800</u>		
80		<u>504,200</u>		
81		<u>504,700</u>		
82		<u>505,300</u>		
83		<u>505,900</u>		
84		<u>506,400</u>		
85		<u>506,900</u>		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	312,900	356,500	412,800	488,500

備考 略

49	<u>399,400</u>	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	
50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	
51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	
52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	
53	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
54	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	
55	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	
56	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>	
57	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>	
58	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>	
59	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>	
60	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>	
61	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>	
62	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>	
63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>	
64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>	
65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>	
66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>	
67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>	
68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>	
69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>	
70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>	
71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>	
72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>	
73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>	
74		<u>487,800</u>		
75		<u>488,200</u>		
76		<u>488,700</u>		
77		<u>489,200</u>		
78		<u>489,800</u>		
79		<u>490,400</u>		
80		<u>490,800</u>		
81		<u>491,300</u>		
82		<u>491,900</u>		
83		<u>492,500</u>		
84		<u>493,000</u>		
85		<u>493,500</u>		
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 略

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,800	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			
	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
	107			346,800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		
	81	255,500	292,800	330,000	350,900		
	82	255,800	293,100	330,400	351,200		
	83	256,100	293,400	330,600	351,500		
	84	256,300	293,700	330,900	351,800		
	85	256,500	293,900	331,300	352,200		
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		
	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		
	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000			
	103		298,300	336,400			
	104		298,600	336,600			
	105		298,900	336,800			
	106			337,200			
	107			337,600			

	108			<u>347,200</u>					
	109			<u>347,400</u>					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>201,300</u>	<u>227,900</u>	<u>257,300</u>	<u>271,300</u>	<u>297,800</u>	<u>340,000</u>	<u>383,400</u>	<u>447,600</u>

備考 略

	108			<u>338,000</u>					
	109			<u>338,200</u>					
	110								
	111								
	112								
	113								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>193,000</u>	<u>219,600</u>	<u>248,100</u>	<u>261,700</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>	<u>371,000</u>	<u>433,400</u>

備考 略

ウ 医療職給料表(ロ)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	

ウ 医療職給料表(ロ)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の
職員

52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	410,700	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,200	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	411,600	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		

定年
前再
任用
短時
間勤
務員
以外
の
職員

52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600	398,300	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	400,000	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,500	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,900	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,300	
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		

108	<u>306,000</u>	<u>337,100</u>	<u>371,400</u>	<u>390,600</u>
109	<u>306,200</u>	<u>337,500</u>	<u>371,900</u>	<u>391,200</u>
110	<u>306,500</u>	<u>337,800</u>	<u>372,400</u>	
111	<u>306,700</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	
112	<u>307,000</u>	<u>338,400</u>	<u>373,300</u>	
113	<u>307,300</u>	<u>338,700</u>	<u>373,700</u>	
114	<u>307,500</u>	<u>339,100</u>	<u>374,100</u>	
115	<u>307,800</u>	<u>339,400</u>	<u>374,600</u>	
116	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>	<u>375,100</u>	
117	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,500</u>	
118	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>	<u>376,000</u>	
119	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,500</u>	
120	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>	<u>377,000</u>	
121	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>	<u>377,300</u>	
122	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>		
123	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>		
124	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>		
125	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>		
126	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>		
127	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>		
128	<u>311,400</u>	<u>342,800</u>		
129	<u>311,600</u>	<u>343,000</u>		
130	<u>311,900</u>	<u>343,200</u>		
131	<u>312,200</u>	<u>343,500</u>		
132	<u>312,600</u>	<u>343,700</u>		
133	<u>312,800</u>	<u>344,000</u>		
134	<u>313,100</u>	<u>344,400</u>		
135	<u>313,400</u>	<u>344,800</u>		
136	<u>313,700</u>	<u>345,200</u>		
137	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>		
138	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>		
139	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>		
140	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>		
141	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>		
142	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>		
143	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>		
144	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>		
145	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>		
146	<u>316,400</u>	<u>348,800</u>		
147	<u>316,700</u>	<u>349,200</u>		
148	<u>317,000</u>	<u>349,600</u>		
149	<u>317,200</u>	<u>349,900</u>		
150	<u>317,400</u>	<u>350,300</u>		
151	<u>317,700</u>	<u>350,700</u>		
152	<u>318,000</u>	<u>351,100</u>		
153	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>		
154	<u>318,600</u>			
155	<u>318,800</u>			
156	<u>319,100</u>			
157	<u>319,400</u>			
158	<u>319,700</u>			
159	<u>320,000</u>			
160	<u>320,300</u>			
161	<u>320,700</u>			
162	<u>321,000</u>			
163	<u>321,300</u>			

108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>	
111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>	
112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>	
113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>	
114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>	
115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>364,800</u>	
116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,300</u>	
117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>365,700</u>	
118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>366,200</u>	
119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>366,700</u>	
120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>367,200</u>	
121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>367,500</u>	
122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>		
123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>		
124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>		
125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>		
126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		
127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		
128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>		
129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>		
130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>		
131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>		
132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>		
133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>		
134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>		
135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>		
136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>		
137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>		
138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>		
139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>		
140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>		
141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>		
142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>		
143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>		
144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>		
145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>		
146	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>		
147	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>		
148	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>		
149	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>		
150	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>		
151	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>		
152	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>		
153	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>		
154	<u>310,200</u>			
155	<u>310,400</u>			
156	<u>310,700</u>			
157	<u>311,000</u>			
158	<u>311,300</u>			
159	<u>311,600</u>			
160	<u>311,900</u>			
161	<u>312,300</u>			
162	<u>312,600</u>			
163	<u>312,900</u>			

	164	<u>321,600</u>						
	165	<u>322,000</u>						
	166	<u>322,300</u>						
	167	<u>322,600</u>						
	168	<u>322,900</u>						
	169	<u>323,300</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>248,800</u>	<u>269,700</u>	<u>277,300</u>	<u>288,100</u>	<u>305,100</u>	<u>343,600</u>	<u>389,000</u>

備考 略

	164	<u>313,200</u>						
	165	<u>313,600</u>						
	166	<u>313,900</u>						
	167	<u>314,200</u>						
	168	<u>314,500</u>						
	169	<u>314,900</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>	<u>331,900</u>	<u>376,600</u>

備考 略

別表第5（第3条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	
	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	
	43	352,600	411,300	451,600	
	44	352,900	412,400	452,300	
	45	353,400	413,300	453,000	
	46	353,900	414,300	453,900	
	47	354,400	415,300	454,800	
	48	354,700	416,200	455,700	

別表第5（第3条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	263,600	341,900	395,300	470,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500
	4	267,600	345,000	398,000	486,600
	5	269,400	346,500	399,200	494,900
	6	270,900	348,100	400,200	502,600
	7	272,400	349,700	401,200	509,900
	8	273,900	351,300	402,200	516,900
	9	275,700	352,700	403,100	523,600
	10	277,700	354,700	404,200	529,800
	11	279,700	356,700	405,300	534,500
	12	281,700	358,700	406,400	538,000
	13	283,700	360,500	407,500	541,500
	14	285,900	362,100	408,600	544,700
	15	288,000	363,700	409,700	547,700
	16	290,100	365,300	410,800	550,200
	17	292,000	366,600	411,900	552,300
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	
	36	333,000	390,700	432,700	
	37	334,700	391,800	433,400	
	38	335,900	393,000	434,300	
	39	337,000	394,100	435,200	
	40	338,100	395,200	436,000	
	41	338,700	396,300	436,800	
	42	339,100	397,500	437,700	
	43	339,500	398,700	438,600	
	44	339,900	399,800	439,400	
	45	340,500	400,800	440,100	
	46	341,000	401,800	441,000	
	47	341,500	402,800	442,000	
	48	341,900	403,700	442,900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	355,000	417,400	456,600
50	355,300	418,700	457,500
51	355,600	420,100	458,500
52	355,900	421,400	459,400
53	356,300	422,200	460,400
54	356,600	423,200	461,400
55	357,000	424,200	462,300
56	357,300	425,300	463,300
57	357,600	426,200	464,200
58	358,000	426,900	465,100
59	358,300	427,700	466,000
60	358,700	428,400	467,000
61	359,000	429,100	467,800
62	359,300	429,900	468,200
63	359,700	430,700	468,800
64	360,000	431,300	469,400
65	360,300	431,900	470,000
66	360,700	432,200	470,700
67	361,000	432,500	471,000
68	361,400	432,800	471,600
69	361,800	433,100	472,000
70	362,100	433,400	472,300
71	362,500	433,600	472,600
72	362,900	433,900	472,900
73	363,200	434,100	473,200
74	363,600	434,300	
75	364,000	434,600	
76	364,400	434,900	
77	364,700	435,100	
78	365,100	435,300	
79	365,500	435,600	
80	366,000	435,900	
81	366,500	436,100	
82	367,100	436,300	
83	367,800	436,600	
84	368,400	436,900	
85	369,000	437,100	
86	369,600	437,400	
87	370,200	437,700	
88	370,800	437,900	
89	371,300	438,100	
90	371,700	438,400	
91	372,000	438,700	
92	372,400	438,900	
93	372,800	439,100	
94	373,200		
95	373,600		
96	374,000		
97	374,600		
98	375,100		
99	375,500		
100	376,000		
101	376,400		
102	376,900		
103	377,200		
104	377,500		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

49	342,300	404,900	443,800
50	342,700	406,300	444,700
51	343,100	407,700	445,700
52	343,500	409,100	446,600
53	343,900	409,900	447,600
54	344,300	410,900	448,600
55	344,700	411,900	449,500
56	345,100	413,000	450,500
57	345,500	413,900	451,400
58	345,900	414,700	452,300
59	346,300	415,500	453,200
60	346,700	416,200	454,200
61	347,100	416,900	455,000
62	347,500	417,800	455,400
63	347,900	418,600	456,000
64	348,300	419,200	456,600
65	348,700	419,800	457,200
66	349,100	420,200	457,900
67	349,500	420,500	458,200
68	349,900	420,800	458,800
69	350,300	421,100	459,200
70	350,800	421,400	459,500
71	351,200	421,600	459,800
72	351,600	421,900	460,100
73	351,900	422,100	460,400
74	352,400	422,400	
75	352,800	422,700	
76	353,200	423,000	
77	353,600	423,200	
78	354,100	423,400	
79	354,600	423,700	
80	355,100	424,000	
81	355,600	424,200	
82	356,300	424,500	
83	357,000	424,800	
84	357,700	425,100	
85	358,300	425,300	
86	358,900	425,600	
87	359,500	425,900	
88	360,100	426,100	
89	360,600	426,300	
90	361,000	426,600	
91	361,400	426,900	
92	361,800	427,100	
93	362,200	427,300	
94	362,600		
95	363,100		
96	363,500		
97	364,100		
98	364,600		
99	365,000		
100	365,500		
101	365,900		
102	366,400		
103	366,700		
104	367,100		

105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	298,500	309,800	332,500	419,500

備考 略

105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 略

(3) 略

3 略

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第14条の5 略

11,100円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,300円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 略

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第14条の5 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の175」とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

5～7 略

（勤勉手当）

第14条の8 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
-----	-----

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第14条の8において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 第3条の2の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

5～7 略

（勤勉手当）

第14条の8 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 略

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

2・3 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3第1項、第14条の3第1項及び第2項、第14条の4第1項並びに第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3第1項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第14条の8第2項

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員で同条第1号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2・3 略

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3第1項、第14条の3第1項、第14条の4第1項及び第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3第1項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第14条の8第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

(病院局企業職員給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 特定任期付企業職員に対する香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）」又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「、管理職員」とあるのは「、管理職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

3 略

(病院局企業職員給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 特定任期付企業職員に対する香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）」又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第2

改正後

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3第1項、第14条の3第1項及び第2項、第14条の4第1項並びに第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3第1項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第14条の8第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

3 略

改正前

(給与条例の適用除外等)

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第9条の3第1項、第14条の3第1項及び第2項、第14条の4第1項並びに第14条の5第2項の規定の適用については、給与条例第9条の3第1項中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第14条の3第1項中「「特別調整額受給職員」という。）」とあるのは「「特別調整額受給職員」という。）」又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の4第1項中「特別調整額受給職員」とあるのは「特別調整額受給職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第14条の5第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第14条の8第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(第2号会計年度任用職員の給料) 第3条 略	(第2号会計年度任用職員の給料) 第3条 第2号会計年度任用職員の給料月額、別表第1の左欄に掲げる職種の区分及び同表の中欄に掲げる別表第2又は別表第3の給料表の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる給料月額を超えない範囲内において人事委員会規則（任命権者が教育委員会である会計年度任用職員にあっては、人事委員会に協議して定める教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより決定する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	<u>171,700</u>	<u>220,300</u>
2	<u>172,800</u>	<u>222,200</u>
3	<u>174,200</u>	<u>223,900</u>
4	<u>175,300</u>	<u>225,500</u>
5	<u>176,500</u>	<u>227,100</u>
6	<u>177,600</u>	<u>229,000</u>
7	<u>178,800</u>	<u>230,800</u>
8	<u>180,000</u>	<u>232,600</u>
9	<u>181,000</u>	<u>234,200</u>
10	<u>182,500</u>	<u>235,800</u>
11	<u>183,900</u>	<u>237,300</u>
12	<u>185,200</u>	<u>239,000</u>
13	<u>186,600</u>	
14	<u>188,100</u>	
15	<u>189,700</u>	
16	<u>191,400</u>	
17	<u>192,600</u>	
18	<u>194,100</u>	
19	<u>195,500</u>	
20	<u>197,000</u>	
21	<u>198,400</u>	
22	<u>200,800</u>	
23	<u>203,200</u>	
24	<u>205,500</u>	
25	<u>207,800</u>	
26	<u>209,600</u>	
27	<u>211,200</u>	
28	<u>212,800</u>	
29	<u>214,400</u>	

別表第2（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	<u>166,400</u>	<u>213,500</u>
2	<u>167,500</u>	<u>215,300</u>
3	<u>168,800</u>	<u>217,000</u>
4	<u>169,900</u>	<u>218,500</u>
5	<u>171,000</u>	<u>220,100</u>
6	<u>172,100</u>	<u>221,900</u>
7	<u>173,300</u>	<u>223,700</u>
8	<u>174,400</u>	<u>225,400</u>
9	<u>175,400</u>	<u>227,000</u>
10	<u>176,900</u>	<u>228,500</u>
11	<u>178,200</u>	<u>230,000</u>
12	<u>179,500</u>	<u>231,600</u>
13	<u>180,800</u>	
14	<u>182,300</u>	
15	<u>183,800</u>	
16	<u>185,500</u>	
17	<u>186,600</u>	
18	<u>188,100</u>	
19	<u>189,500</u>	
20	<u>190,900</u>	
21	<u>192,300</u>	
22	<u>194,600</u>	
23	<u>196,900</u>	
24	<u>199,100</u>	
25	<u>201,400</u>	
26	<u>203,100</u>	
27	<u>204,700</u>	
28	<u>206,200</u>	
29	<u>207,800</u>	

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	280,400
2	283,100
3	285,500
4	288,100
5	290,400
6	294,100
7	297,700
8	301,300
9	305,100
10	308,800
11	312,700
12	316,400
13	320,100
14	324,200
15	328,400
16	332,200
17	336,000
18	339,700
19	343,400
20	347,100
21	350,900
22	354,900
23	358,500
24	362,000
25	365,400
26	368,100
27	370,800
28	373,100
29	375,400
30	377,200
31	379,000
32	380,900
33	382,900

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	271,700
2	274,300
3	276,700
4	279,200
5	281,400
6	285,000
7	288,500
8	292,000
9	295,700
10	299,300
11	303,000
12	306,600
13	310,200
14	314,200
15	318,200
16	321,900
17	325,600
18	329,200
19	332,800
20	336,400
21	340,100
22	343,900
23	347,400
24	350,800
25	354,100
26	356,700
27	359,300
28	361,600
29	363,800
30	365,500
31	367,300
32	369,100
33	371,100

イ 医療職給料表 (二)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	177,100	214,800
2	178,600	216,500
3	180,100	218,100
4	181,500	219,600
5	183,000	221,100
6	184,800	222,500
7	186,700	223,700
8	188,300	225,000
9	190,100	226,500
10	191,800	228,000
11	193,500	229,600
12	195,500	231,200
13	197,000	232,700
14	199,000	234,300
15	201,000	235,900
16	203,000	237,400
17	204,900	238,900
18	206,300	240,200
19	207,800	241,700
20	209,300	243,100
21	210,600	244,300
22	212,200	245,400
23	213,600	246,600
24	215,000	
25	216,700	
26	217,700	
27	219,000	

ウ 医療職給料表 (三)

職務の級	2 級
号 給	給料月額
	円
1	223,500
2	225,500
3	227,600
4	229,600
5	231,800
6	233,600
7	235,600
8	237,300
9	239,200
10	240,600
11	242,100
12	243,000
13	244,500

イ 医療職給料表 (二)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	171,600	208,200
2	173,100	209,800
3	174,500	211,400
4	175,900	212,800
5	177,300	214,300
6	179,100	215,600
7	180,900	216,800
8	182,500	218,000
9	184,200	219,500
10	185,900	221,000
11	187,500	222,500
12	189,500	224,100
13	190,900	225,500
14	192,800	227,100
15	194,800	228,600
16	196,700	230,100
17	198,600	231,500
18	199,900	232,800
19	201,400	234,200
20	202,800	
21	204,100	
22	205,600	
23	207,000	
24	208,400	
25	210,000	
26	211,000	
27	212,200	

ウ 医療職給料表 (三)

職務の級	2 級
号 給	給料月額
	円
1	216,600
2	218,500
3	220,600
4	222,500
5	224,600
6	226,400
7	228,300
8	230,000
9	231,800
10	233,200
11	234,600
12	235,500
13	236,900

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分及び第2条中第2の表の改正部分は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項、次項及び附則第5項において「改正後の給与条例」という。）第3条の3、第7条の3第1項、第11条の2、第11条の3第2項、第14条の2第1項及び第2項並びに別表第1から別表第5までの規定、第2条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第14条の5第2項から第4項まで及び第14条の8第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第5条第2項（職員の給与に関する条例第14条の5第2項及び第14条の8第2項の規定の適用に係る部分に限る。）の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の職員の給与に関する条例、第2条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員に対する令和7年度の給与に関する経過措置)

- 4 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、任期が3月以下の者又は1週間当たりの勤務時間（勤務時間が1週間単位で定められている場合にあつては当該勤務時間をいい、その他の場合にあつては1週間当たりの勤務時間の平均をいう。）が15時間30分未満の者に対する令和7年4月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間の給与（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に規定する給与をいう。）の支給については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 5 改正後の給与条例第11条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって職員の給与に関する条例第11条の2第1項に規定する特地公署又は同条例第11条の3第1項に規定する準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（同条例第4条の2第1項に規定する定年再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

(人事委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(給料表) 第5条 略	(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 高等学校等教育職給料表(別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表(別表第2) 2 略
(地域手当) 第21条 略	(地域手当) 第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内に所在する学校に勤務する職員に支給する。 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。 3 略
(特地勤務手当等) 第23条の2 略	(特地勤務手当等) 第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの(以下「特地学校」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。 2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 3 <u>第21条第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</u>
2 略	

第23条の3 略

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地学校又は準特地学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に勤務する職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,700円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,550円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。

第23条の3 職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校が特地学校又は任命権者が人事委員会に協議して指定するこれらに準ずる学校（以下「準特地学校」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際任命権者が人事委員会に協議して定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地学校又は準特地学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に勤務する職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,400円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,100円）を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月額^の宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める月額^の宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	480,500
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	481,200
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	481,900
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	482,500
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	483,200
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	483,900
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	484,600
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	485,200
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	
	41	267,000	314,300	383,500	435,400	
	42	268,000	316,200	385,000	436,900	
	43	269,000	318,000	386,400	438,100	
	44	269,900	319,700	387,800	439,300	
	45	270,600	321,400	389,300	440,500	
	46	271,400	323,300	390,900	441,800	
	47	272,200	325,000	392,500	443,000	
	48	273,000	326,700	393,900	444,200	
	49	273,800	328,400	395,100	445,300	
	50	274,600	330,200	396,500	446,500	
	51	275,300	332,000	397,900	447,700	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	<u>287,400</u>	<u>345,700</u>	<u>411,200</u>	<u>461,200</u>
53	<u>288,200</u>	<u>347,400</u>	<u>412,400</u>	<u>462,400</u>
54	<u>289,000</u>	<u>348,700</u>	<u>413,600</u>	<u>463,600</u>
55	<u>289,700</u>	<u>350,000</u>	<u>414,900</u>	<u>464,800</u>
56	<u>290,500</u>	<u>351,300</u>	<u>416,200</u>	<u>466,000</u>
57	<u>291,200</u>	<u>352,800</u>	<u>417,500</u>	<u>467,100</u>
58	<u>291,800</u>	<u>354,400</u>	<u>418,800</u>	<u>467,700</u>
59	<u>292,600</u>	<u>355,900</u>	<u>420,200</u>	<u>468,200</u>
60	<u>293,400</u>	<u>357,500</u>	<u>421,400</u>	<u>468,700</u>
61	<u>294,100</u>	<u>358,900</u>	<u>422,600</u>	<u>469,200</u>
62	<u>294,700</u>	<u>360,500</u>	<u>424,000</u>	
63	<u>295,500</u>	<u>362,100</u>	<u>425,400</u>	
64	<u>296,100</u>	<u>363,500</u>	<u>426,700</u>	
65	<u>297,100</u>	<u>365,000</u>	<u>427,900</u>	
66	<u>297,900</u>	<u>366,600</u>	<u>429,100</u>	
67	<u>298,600</u>	<u>368,200</u>	<u>430,400</u>	
68	<u>299,300</u>	<u>369,700</u>	<u>431,800</u>	
69	<u>299,900</u>	<u>371,200</u>	<u>433,100</u>	
70	<u>300,600</u>	<u>372,800</u>	<u>434,300</u>	
71	<u>301,300</u>	<u>374,300</u>	<u>435,300</u>	
72	<u>302,000</u>	<u>375,800</u>	<u>436,500</u>	
73	<u>302,700</u>	<u>377,300</u>	<u>437,700</u>	
74	<u>303,400</u>	<u>378,900</u>	<u>438,800</u>	
75	<u>304,100</u>	<u>380,500</u>	<u>440,000</u>	
76	<u>304,600</u>	<u>382,000</u>	<u>441,000</u>	
77	<u>305,200</u>	<u>383,400</u>	<u>442,100</u>	
78	<u>305,800</u>	<u>384,800</u>	<u>443,100</u>	
79	<u>306,500</u>	<u>386,200</u>	<u>444,100</u>	
80	<u>307,100</u>	<u>387,500</u>	<u>445,100</u>	
81	<u>307,600</u>	<u>388,800</u>	<u>446,000</u>	
82	<u>308,200</u>	<u>390,200</u>	<u>446,800</u>	
83	<u>308,900</u>	<u>391,500</u>	<u>447,600</u>	
84	<u>309,600</u>	<u>392,800</u>	<u>448,400</u>	
85	<u>310,200</u>	<u>393,900</u>	<u>449,100</u>	
86	<u>311,000</u>	<u>395,300</u>	<u>449,500</u>	
87	<u>311,700</u>	<u>396,600</u>	<u>449,900</u>	
88	<u>312,300</u>	<u>397,900</u>	<u>450,300</u>	
89	<u>313,000</u>	<u>399,100</u>	<u>450,700</u>	
90	<u>313,800</u>	<u>400,400</u>	<u>451,000</u>	
91	<u>314,600</u>	<u>401,500</u>	<u>451,300</u>	
92	<u>315,400</u>	<u>402,700</u>	<u>451,500</u>	
93	<u>315,900</u>	<u>403,900</u>	<u>451,800</u>	
94	<u>316,700</u>	<u>405,000</u>	<u>452,100</u>	
95	<u>317,500</u>	<u>406,200</u>	<u>452,400</u>	
96	<u>318,300</u>	<u>407,400</u>	<u>452,600</u>	
97	<u>318,900</u>	<u>408,800</u>	<u>452,800</u>	
98	<u>319,600</u>	<u>409,800</u>	<u>453,100</u>	
99	<u>320,400</u>	<u>410,800</u>	<u>453,400</u>	
100	<u>321,100</u>	<u>411,800</u>	<u>453,600</u>	
101	<u>321,900</u>	<u>412,700</u>	<u>453,800</u>	
102	<u>322,700</u>	<u>413,700</u>	<u>454,100</u>	
103	<u>323,600</u>	<u>414,800</u>	<u>454,400</u>	
104	<u>324,400</u>	<u>415,900</u>	<u>454,600</u>	
105	<u>325,000</u>	<u>416,600</u>	<u>454,800</u>	
106	<u>325,800</u>	<u>417,500</u>		
107	<u>326,600</u>	<u>418,400</u>		
108	<u>327,400</u>	<u>419,300</u>		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	<u>276,100</u>	<u>333,700</u>	<u>399,200</u>	<u>448,900</u>
53	<u>276,900</u>	<u>335,400</u>	<u>400,400</u>	<u>450,100</u>
54	<u>277,700</u>	<u>336,700</u>	<u>401,600</u>	<u>451,300</u>
55	<u>278,500</u>	<u>338,000</u>	<u>402,900</u>	<u>452,500</u>
56	<u>279,300</u>	<u>339,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,700</u>
57	<u>280,000</u>	<u>340,800</u>	<u>405,500</u>	<u>454,800</u>
58	<u>280,600</u>	<u>342,400</u>	<u>406,800</u>	<u>455,400</u>
59	<u>281,400</u>	<u>343,900</u>	<u>408,200</u>	<u>455,900</u>
60	<u>282,300</u>	<u>345,500</u>	<u>409,400</u>	<u>456,400</u>
61	<u>283,100</u>	<u>347,000</u>	<u>410,600</u>	<u>456,900</u>
62	<u>283,700</u>	<u>348,600</u>	<u>412,000</u>	
63	<u>284,500</u>	<u>350,200</u>	<u>413,400</u>	
64	<u>285,200</u>	<u>351,700</u>	<u>414,700</u>	
65	<u>286,200</u>	<u>353,200</u>	<u>415,900</u>	
66	<u>287,000</u>	<u>354,800</u>	<u>417,100</u>	
67	<u>287,800</u>	<u>356,400</u>	<u>418,400</u>	
68	<u>288,500</u>	<u>357,900</u>	<u>419,800</u>	
69	<u>289,200</u>	<u>359,400</u>	<u>421,100</u>	
70	<u>290,000</u>	<u>361,000</u>	<u>422,300</u>	
71	<u>290,800</u>	<u>362,600</u>	<u>423,300</u>	
72	<u>291,500</u>	<u>364,100</u>	<u>424,500</u>	
73	<u>292,200</u>	<u>365,600</u>	<u>425,700</u>	
74	<u>292,900</u>	<u>367,200</u>	<u>426,800</u>	
75	<u>293,600</u>	<u>368,800</u>	<u>428,000</u>	
76	<u>294,200</u>	<u>370,300</u>	<u>429,000</u>	
77	<u>294,800</u>	<u>371,800</u>	<u>430,100</u>	
78	<u>295,500</u>	<u>373,200</u>	<u>431,100</u>	
79	<u>296,200</u>	<u>374,600</u>	<u>432,100</u>	
80	<u>296,800</u>	<u>375,900</u>	<u>433,100</u>	
81	<u>297,400</u>	<u>377,200</u>	<u>434,000</u>	
82	<u>298,100</u>	<u>378,600</u>	<u>434,800</u>	
83	<u>298,800</u>	<u>380,000</u>	<u>435,600</u>	
84	<u>299,500</u>	<u>381,300</u>	<u>436,400</u>	
85	<u>300,200</u>	<u>382,400</u>	<u>437,100</u>	
86	<u>301,000</u>	<u>383,800</u>	<u>437,500</u>	
87	<u>301,700</u>	<u>385,100</u>	<u>437,900</u>	
88	<u>302,400</u>	<u>386,400</u>	<u>438,300</u>	
89	<u>303,100</u>	<u>387,600</u>	<u>438,700</u>	
90	<u>304,000</u>	<u>388,900</u>	<u>439,000</u>	
91	<u>304,800</u>	<u>390,000</u>	<u>439,300</u>	
92	<u>305,600</u>	<u>391,200</u>	<u>439,500</u>	
93	<u>306,100</u>	<u>392,400</u>	<u>439,800</u>	
94	<u>306,900</u>	<u>393,500</u>	<u>440,100</u>	
95	<u>307,700</u>	<u>394,700</u>	<u>440,400</u>	
96	<u>308,500</u>	<u>395,900</u>	<u>440,600</u>	
97	<u>309,200</u>	<u>397,300</u>	<u>440,800</u>	
98	<u>310,000</u>	<u>398,300</u>	<u>441,100</u>	
99	<u>310,800</u>	<u>399,300</u>	<u>441,400</u>	
100	<u>311,500</u>	<u>400,300</u>	<u>441,600</u>	
101	<u>312,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,800</u>	
102	<u>313,200</u>	<u>402,200</u>	<u>442,100</u>	
103	<u>314,100</u>	<u>403,300</u>	<u>442,400</u>	
104	<u>314,900</u>	<u>404,400</u>	<u>442,600</u>	
105	<u>315,500</u>	<u>405,100</u>	<u>442,800</u>	
106	<u>316,300</u>	<u>406,000</u>		
107	<u>317,100</u>	<u>406,900</u>		
108	<u>317,900</u>	<u>407,800</u>		

109	<u>328,100</u>	<u>420,100</u>			
110	<u>328,500</u>	<u>420,900</u>			
111	<u>328,800</u>	<u>421,700</u>			
112	<u>329,300</u>	<u>422,500</u>			
113	<u>329,800</u>	<u>423,100</u>			
114	<u>330,200</u>	<u>423,800</u>			
115	<u>330,600</u>	<u>424,500</u>			
116	<u>331,000</u>	<u>425,200</u>			
117	<u>331,500</u>	<u>425,800</u>			
118	<u>332,000</u>	<u>426,300</u>			
119	<u>332,400</u>	<u>426,600</u>			
120	<u>332,900</u>	<u>426,900</u>			
121	<u>333,400</u>	<u>427,200</u>			
122	<u>333,800</u>	<u>427,500</u>			
123	<u>334,200</u>	<u>427,800</u>			
124	<u>334,700</u>	<u>428,000</u>			
125	<u>335,200</u>	<u>428,200</u>			
126	<u>335,500</u>	<u>428,500</u>			
127	<u>335,800</u>	<u>428,800</u>			
128	<u>336,100</u>	<u>429,000</u>			
129	<u>336,300</u>	<u>429,200</u>			
130	<u>336,600</u>	<u>429,500</u>			
131	<u>336,900</u>	<u>429,800</u>			
132	<u>337,100</u>	<u>430,000</u>			
133	<u>337,300</u>	<u>430,200</u>			
134	<u>337,500</u>	<u>430,500</u>			
135	<u>337,700</u>	<u>430,800</u>			
136	<u>338,000</u>	<u>431,000</u>			
137	<u>338,300</u>	<u>431,200</u>			
138	<u>338,500</u>	<u>431,500</u>			
139	<u>338,800</u>	<u>431,800</u>			
140	<u>339,100</u>	<u>432,000</u>			
141	<u>339,300</u>	<u>432,200</u>			
142	<u>339,500</u>	<u>432,500</u>			
143	<u>339,800</u>	<u>432,800</u>			
144	<u>340,000</u>	<u>433,000</u>			
145	<u>340,300</u>	<u>433,200</u>			
146	<u>340,500</u>				
147	<u>340,800</u>				
148	<u>341,100</u>				
149	<u>341,300</u>				
150	<u>341,500</u>				
151	<u>341,800</u>				
152	<u>342,100</u>				
153	<u>342,300</u>				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考 略

109	<u>318,600</u>	<u>408,600</u>			
110	<u>319,000</u>	<u>409,400</u>			
111	<u>319,400</u>	<u>410,200</u>			
112	<u>319,900</u>	<u>411,000</u>			
113	<u>320,400</u>	<u>411,600</u>			
114	<u>320,800</u>	<u>412,300</u>			
115	<u>321,300</u>	<u>413,000</u>			
116	<u>321,700</u>	<u>413,700</u>			
117	<u>322,200</u>	<u>414,300</u>			
118	<u>322,700</u>	<u>414,800</u>			
119	<u>323,100</u>	<u>415,200</u>			
120	<u>323,600</u>	<u>415,500</u>			
121	<u>324,100</u>	<u>415,800</u>			
122	<u>324,500</u>	<u>416,100</u>			
123	<u>325,000</u>	<u>416,400</u>			
124	<u>325,500</u>	<u>416,600</u>			
125	<u>326,100</u>	<u>416,800</u>			
126	<u>326,400</u>	<u>417,100</u>			
127	<u>326,700</u>	<u>417,400</u>			
128	<u>327,000</u>	<u>417,600</u>			
129	<u>327,200</u>	<u>417,800</u>			
130	<u>327,500</u>	<u>418,100</u>			
131	<u>327,800</u>	<u>418,400</u>			
132	<u>328,000</u>	<u>418,600</u>			
133	<u>328,200</u>	<u>418,800</u>			
134	<u>328,400</u>	<u>419,100</u>			
135	<u>328,600</u>	<u>419,400</u>			
136	<u>328,900</u>	<u>419,600</u>			
137	<u>329,200</u>	<u>419,800</u>			
138	<u>329,400</u>	<u>420,100</u>			
139	<u>329,700</u>	<u>420,400</u>			
140	<u>330,000</u>	<u>420,600</u>			
141	<u>330,200</u>	<u>420,800</u>			
142	<u>330,400</u>	<u>421,100</u>			
143	<u>330,700</u>	<u>421,400</u>			
144	<u>330,900</u>	<u>421,600</u>			
145	<u>331,200</u>	<u>421,800</u>			
146	<u>331,400</u>				
147	<u>331,700</u>				
148	<u>332,000</u>				
149	<u>332,200</u>				
150	<u>332,400</u>				
151	<u>332,700</u>				
152	<u>333,000</u>				
153	<u>333,200</u>				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 略

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,900	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特 2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	
	41	265,900	294,000	378,500	398,300	
	42	267,000	295,900	379,700	399,600	
	43	268,100	297,700	380,900	400,600	
	44	269,200	299,400	382,100	401,700	
	45	270,200	301,100	383,200	402,900	
	46	271,000	302,900	384,500	404,100	
	47	271,800	304,600	385,800	405,300	
	48	272,600	306,200	387,000	406,500	
	49	273,300	307,800	387,900	407,600	
	50	274,100	309,500	389,100	408,600	
	51	274,800	311,300	390,100	409,900	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	286,800	325,300	402,800	423,000
53	287,600	326,600	403,600	424,200
54	288,400	328,500	404,700	425,300
55	289,000	330,300	405,700	426,400
56	289,700	332,000	406,700	427,500
57	290,400	333,600	407,800	428,500
58	291,200	335,500	408,800	429,700
59	292,000	337,200	409,900	430,900
60	292,600	338,900	411,000	432,100
61	293,200	340,600	412,000	432,700
62	293,900	342,300	413,100	433,500
63	294,600	344,000	414,200	434,200
64	295,100	345,700	415,200	434,700
65	295,800	347,400	416,100	435,000
66	296,500	348,700	417,000	435,300
67	297,100	350,000	418,000	435,700
68	297,700	351,300	419,000	436,100
69	298,400	352,800	419,800	436,400
70	299,100	354,300	420,600	436,800
71	299,700	355,800	421,300	437,100
72	300,400	357,300	422,100	437,400
73	300,900	358,600	422,800	437,700
74	301,500	360,100	423,400	438,000
75	302,200	361,600	424,100	438,300
76	302,700	363,000	424,800	438,600
77	303,300	364,400	425,400	438,800
78	303,900	365,900	426,100	439,100
79	304,500	367,400	426,600	439,400
80	305,100	368,900	427,200	439,600
81	305,600	370,200	427,600	439,800
82	306,100	371,500	428,000	440,100
83	306,700	372,800	428,300	440,400
84	307,300	374,000	428,500	440,600
85	307,700	375,200	428,700	440,800
86	308,100	376,400	429,000	441,100
87	308,600	377,500	429,300	441,400
88	309,100	378,600	429,500	441,600
89	309,500	379,600	429,700	441,800
90	310,000	380,700	430,000	442,100
91	310,400	381,800	430,300	442,400
92	310,900	382,900	430,500	442,600
93	311,200	384,000	430,700	442,800
94	311,700	385,100	431,000	
95	312,200	386,100	431,300	
96	312,600	387,200	431,500	
97	312,900	388,200	431,700	
98	313,300	389,200	432,000	
99	313,700	390,100	432,300	
100	314,100	391,000	432,500	
101	314,500	391,800	432,700	
102	314,800	392,800	433,000	
103	315,100	393,600	433,300	
104	315,400	394,500	433,500	
105	315,600	395,300	433,700	
106	315,900	396,200		
107	316,200	397,100		
108	316,400	398,000		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

52	275,500	313,000	391,200	411,100
53	276,300	314,300	392,000	412,300
54	277,100	316,200	393,100	413,400
55	277,900	318,000	394,100	414,500
56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100
86	298,300	364,700	417,500	429,400
87	298,800	365,900	417,800	429,700
88	299,300	367,000	418,000	429,900
89	299,700	368,100	418,200	430,100
90	300,300	369,200	418,500	430,400
91	300,800	370,300	418,800	430,700
92	301,300	371,400	419,000	430,900
93	301,600	372,500	419,200	431,100
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900	420,500	
99	304,400	378,800	420,800	
100	304,800	379,700	421,000	
101	305,200	380,500	421,200	
102	305,600	381,500	421,500	
103	306,000	382,400	421,800	
104	306,300	383,300	422,000	
105	306,500	384,100	422,200	
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		

109	<u>316,600</u>	<u>398,800</u>			
110	<u>316,800</u>	<u>399,800</u>			
111	<u>317,100</u>	<u>400,700</u>			
112	<u>317,400</u>	<u>401,600</u>			
113	<u>317,600</u>	<u>402,200</u>			
114	<u>317,800</u>	<u>403,100</u>			
115	<u>318,000</u>	<u>404,000</u>			
116	<u>318,300</u>	<u>404,900</u>			
117	<u>318,600</u>	<u>405,700</u>			
118	<u>318,800</u>	<u>406,400</u>			
119	<u>319,100</u>	<u>407,200</u>			
120	<u>319,400</u>	<u>408,000</u>			
121	<u>319,600</u>	<u>408,600</u>			
122	<u>319,800</u>	<u>409,300</u>			
123	<u>320,000</u>	<u>410,000</u>			
124	<u>320,300</u>	<u>410,600</u>			
125	<u>320,600</u>	<u>411,200</u>			
126		<u>411,900</u>			
127		<u>412,400</u>			
128		<u>413,000</u>			
129		<u>413,600</u>			
130		<u>414,200</u>			
131		<u>414,700</u>			
132		<u>415,200</u>			
133		<u>415,500</u>			
134		<u>415,800</u>			
135		<u>416,000</u>			
136		<u>416,300</u>			
137		<u>416,600</u>			
138		<u>416,900</u>			
139		<u>417,200</u>			
140		<u>417,500</u>			
141		<u>417,800</u>			
142		<u>418,100</u>			
143		<u>418,400</u>			
144		<u>418,700</u>			
145		<u>418,900</u>			
146		<u>419,200</u>			
147		<u>419,500</u>			
148		<u>419,700</u>			
149		<u>419,900</u>			
150		<u>420,200</u>			
151		<u>420,500</u>			
152		<u>420,700</u>			
153		<u>420,900</u>			
154		<u>421,200</u>			
155		<u>421,500</u>			
156		<u>421,700</u>			
157		<u>421,900</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考 略

109	<u>307,500</u>	<u>387,600</u>			
110	<u>307,700</u>	<u>388,600</u>			
111	<u>308,000</u>	<u>389,500</u>			
112	<u>308,300</u>	<u>390,400</u>			
113	<u>308,500</u>	<u>391,000</u>			
114	<u>308,700</u>	<u>391,900</u>			
115	<u>308,900</u>	<u>392,800</u>			
116	<u>309,200</u>	<u>393,700</u>			
117	<u>309,500</u>	<u>394,500</u>			
118	<u>309,700</u>	<u>395,200</u>			
119	<u>310,000</u>	<u>396,000</u>			
120	<u>310,300</u>	<u>396,800</u>			
121	<u>310,500</u>	<u>397,400</u>			
122	<u>310,700</u>	<u>398,100</u>			
123	<u>310,900</u>	<u>398,800</u>			
124	<u>311,200</u>	<u>399,400</u>			
125	<u>311,500</u>	<u>400,000</u>			
126		<u>400,700</u>			
127		<u>401,200</u>			
128		<u>401,800</u>			
129		<u>402,400</u>			
130		<u>403,000</u>			
131		<u>403,500</u>			
132		<u>404,000</u>			
133		<u>404,300</u>			
134		<u>404,600</u>			
135		<u>404,900</u>			
136		<u>405,200</u>			
137		<u>405,500</u>			
138		<u>405,800</u>			
139		<u>406,100</u>			
140		<u>406,400</u>			
141		<u>406,700</u>			
142		<u>407,000</u>			
143		<u>407,300</u>			
144		<u>407,600</u>			
145		<u>407,800</u>			
146		<u>408,100</u>			
147		<u>408,400</u>			
148		<u>408,600</u>			
149		<u>408,800</u>			
150		<u>409,100</u>			
151		<u>409,400</u>			
152		<u>409,600</u>			
153		<u>409,800</u>			
154		<u>410,100</u>			
155		<u>410,400</u>			
156		<u>410,600</u>			
157		<u>410,800</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 略

第2

改正後	改正前
(特殊勤務手当) 第23条 略 (1) 略 <u>(2)～(7) 略</u> 2 略 (義務教育等教員特別手当) 第24条の7 略 2 義務教育等教員特別手当の月額、は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、<u>人事委員会に協議して教育委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</u> 3～5 略 (給与の減額) 第27条 職員が勤務しないときは、<u>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第7条の4第1項に規定する超勤代休時間又は休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> 2 略	(特殊勤務手当) 第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。 (1) 略 <u>(2) 小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に該当する職員が、当該学級における授業又は指導に従事した場合</u> <u>(3)～(8) 略</u> 2 略 (義務教育等教員特別手当) 第24条の7 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額、は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、<u>人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</u> 3～5 略 (給与の減額) 第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他、<u>その勤務しないことにつき特に承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> 2 略

附 則

11 略

(1)・(2) 略

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額又は基準給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

(1)・(2) 略

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第3条第1項

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

略

備考(一) 略

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額又は基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第3

改正後

(地域手当)

第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地

改正前

(地域手当)

第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地

域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める県外の地域に在勤する職員に支給する。

2 県内の地域に在勤する職員の地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 県外の地域に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(2) 2級地 100分の16を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(3) 3級地 100分の12を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(4) 4級地 100分の8を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

(5) 5級地 100分の4を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合

4 前項の地域手当の級地は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第21条の2 職員が在勤する地域を異にして異動（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める異動に限る。）した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第3項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動後の支給割合」という。）が前条第2項に定める割合に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が県内の地域若しくは同条第1項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める県外の地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（同条第4項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。）、給

域における物価等を考慮して県内に所在する学校に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他人事委員会に協議して教育委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前条第2項に定める支給割合（同項に定める支給割合が当該異動の後に変更された場合において、当該異動の日の前日の同項に定める支給割合を超えたときにあっては、当該異動の日の前日の同項に定める支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前条第2項に定める支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 前条第2項に定める支給割合に100分の60を乗じて得た割合

（管理職手当）

第22条 略

（通勤手当）

第22条の3 略

（管理職手当）

第22条 略

（通勤手当）

第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 略
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 1箇月につき、36,300円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（第22条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略

あるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額（第22条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,700円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,500円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,100円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,500円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,300円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 27,900円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会に

3 略

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

協議して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 略

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 （教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（<u>法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。以下同じ。</u>）を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 （教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。

支給する。

2 略

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 略

(1) 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。第21条、第23条(同条第1項第7号に係るものに限る。))、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。)

(2)～(9) 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。))については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。))第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。))の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。))及び国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は中学校(県立の中学校を除く。))に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。))が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。))を命じないものとする。

2 略

2 略

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号。第21条の2、第23条(同条第1項第8号に係るものに限る。))、第23条の2、第23条の3、第24条の3、第24条の6及び第29条の規定に限る。)

(2)～(9) 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。))については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。))第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。))の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、勤務時間等条例第9条に規定する休日(勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。))及び国の行事の行われる日で教育委員会(小学校又は中学校(県立の中学校を除く。))に所属する教育職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。))が指定する日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。以下同じ。))を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう)に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とす

る場合その他やむを得ない場合に必要な業務

3 指導改善研修被認定者に対し時間外勤務を命ずる場合は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときに限るものとする。

(指導改善研修被認定者の超過勤務手当の支給)

第7条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた指導改善研修被認定者には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、特勤手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当（へき地手当等に関する条例第5条の規定による手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額（以下この条から第7条の3までにおいて「勤務1時間当たりの給与額」という。）に、正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める指導改善研修被認定者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第4条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変

第7条 削除

更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた指導改善研修被認定者には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1箇月について60時間を超えた指導改善研修被認定者には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 第7条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に指導改善研修被認定者が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の

適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(指導改善研修被認定者の休日給の支給)

第7条の2 休日等（勤務時間等条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている指導改善研修被認定者以外の指導改善研修被認定者にあつては、勤務時間等条例第9条第1号に掲げる日が勤務時間等条例第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たる場合には、当該週休日に当たる日については、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた指導改善研修被認定者には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日において勤務した指導改善研修被認定者についても、同様とする。

(指導改善研修被認定者の夜勤手当の支給)

第7条の3 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する指導改善研修被認定者には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(指導改善研修被認定者の超勤代休時間の指定)

第7条の4 任命権者（県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）をいう。）にあつては、市町の教育委員会）は、第7条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき指導改善研修被認定者に対して、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「超勤代休時間」という。）として、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間内にある勤務時間等条例第10条第1項に規定する勤務日等（休日等を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された指導改善研修被認定者は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規

の勤務時間においても勤務することを要しない。

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 略

2～5 略

6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、法第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例) 第18条 略 <u>(育児短時間勤務職員等についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の特例)</u> 第18条の2 <u>育児短時間勤務職員等（公立の義務教育諸学校等の教育職員の</u>	(育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の特例) 第18条 略

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 略

2～5 略

6 服務監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び正規の勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者に限る。）についての義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている指導改善研修被認定者（同法第17条の規定による短時間勤務をしている指導改善研修被認定者を含む。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第7条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第18条の2
第7条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が指導改善研修被認定者の育児休業等に関する条例第18条の2の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 略

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第19条 略

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休日の代休日) 第10条 任命権者は、職員に休日である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)第7条の4第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。 2 略	(休日の代休日) 第10条 任命権者は、職員に休日である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。 2 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 略 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第2項並びに第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員	(給与条例の適用除外等) 第5条 略 2 略 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関

の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、
学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項中「職員が」とあるのは「
職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表
の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100
分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、学校職員給与条例第24条の
6第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与
条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付
職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」
と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の125」とあるのは「
100分の95」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の105」
とあるのは「100分の87.5」とする。

第2

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与 条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及 び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県 条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、 第17条、第19条の2、第20条、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項 第7号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給 に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育 手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任 期付職員には、適用しない。 2・3 略	（給与条例の適用除外等） 第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与 条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の4及 び第11条の4の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県 条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、 第17条、第19条の2、第20条、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項 第8号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給 に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育 手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任 期付職員には、適用しない。 2・3 略

第3

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第5条 略 2 略 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及 び第2項並びに第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与 条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、 学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項中「職員が」とあるのは「 職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表	（給与条例の適用除外等） 第5条 略 2 略 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及 び第2項並びに第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与 条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、 学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項中「職員が」とあるのは「 職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条、第3条及び第4条の規定並びに第5条中第2の表の改正部分は令和8年1月1日から、第1条中第3の表の改正部分及び第5条中第3の表の改正部分は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第4項までにおいて「改正後の給与条例」という。）第23条の2、第23条の3第2項、第24条、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第24条の3第2項及び第3項並びに第24条の6第2項の規定並びに第5条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第5条第3項（公立学校職員の給与に関する条例第24条の3第2項及び第24条の6第2項の規定の適用に係る部分に限る。）の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第5条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 4 改正後の給与条例第23条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって公立学校職員の給与に関する条例第23条の2第1項に規定する特地学校又は同条例第23条の3第1項に規定する準特地学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（同条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第2号に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にも適用する。

(教育委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
（通勤手当等） 第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。	（通勤手当等） 第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

第2

改正後	改正前
（通勤手当等） 第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。	（通勤手当等） 第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1の表の改正部分による改正後の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合においては、第1の表の改正部分による改正前の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。	（期末手当） 第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

第2

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受け	（期末手当） 第4条 期末手当の支給については、職員の給与に関する条例中期末手当に関する規定（同条例第14条の6及び第14条の7の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第6項中「行政職給料表の適用を受け

る職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」及び「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「議会の議員」と、「職の職制上の段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合においては、第1の表の改正部分による改正前の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

工事請負等契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負等契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 香川県道路照明灯LED化推進事業
- 2 工 事 場 所 香川県内全域
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 請 負 金 額 1,680,800,000 円
- 5 工事請負人 綾歌郡宇多津町浜一番丁1番地
香川県道路照明灯LED化推進事業共同プロジェクト
代表構成員 開成工業株式会社
代表取締役 西本 光宏